



CONTENTS

■巻頭言	本学会理事（および元理事）有志による2つの声明について.	1
■追悼文	追悼 藤本 昭先生.	3
■2019年度秋季大会参加記.		4
■2020年度春季大会のお知らせ.		11
■定例研究会の開催状況について.		12
■第23回定例研究会の報告者募集のお知らせ.		13
■入・退・休会者と学会からのお願い.		14

巻頭言 本学会理事（および元理事）有志による2つの声明について

アジア政経学会理事長 高橋 伸夫

昨年（2019年）秋、中国当局によって本学会の会員が北京で拘束された事件に関して、本学会理事（および元理事）有志の名義による2つの声明が、本学会ホームページ上に掲載されました。それらに目を通された会員も多いと思います。学会史上に前例のないこのような声明が出されるに至った経緯につき、理事長として会員の皆様若干の説明を試みたいと思います。

なぜこのような声明を発出することが必要と考えられたか？ それは、今回の不可解な事件が日中間の学術交流に深刻な影響を与え、われわれの研究の自由を脅かすものだったからです。実際、この事件のために、両国間で予定されていた多くの交流事業が中止されたり、研究者が中国への渡航を取りやめたりしました。われわれが中国へ行きにくくなっただけでなく、中国からも研究者が来にくくなりました。要するに、この事件は、われわれの研究活動を委縮させるのに効果絶大だったのです。そこで、海外との学術交流の促進を定款で掲げ、中国との研究上の交流をこのうえなく重視してきた本学会としては、ここで沈黙して嵐の過ぎ去るのを待つのではなく、適切な声明を出して、われわれの態度を明らかにすべきだとの声が複数の理事から上がりました。

実際には、過去にも本学会に所属する中国籍の会員が、同じように中国で拘束されたことがありました。しかし、そのとき本学会は類似の声明を出して

おりません。その際の事情を私は承知しておりませんが、おそらくそれは、本学会が何らかの声明を発出することによって、中国当局を刺激し、拘束されている当の本人の立場をさらに悪くしてしまう危険性を考慮してのことだったと推察します。でも、今回はそのような危険性は相対的に小さいように思われました。ならば、声明を出そうではないかということになり、ほとんどの理事の賛同を得ました。

そうはいつても、どのような形式の、どのような内容の声明とすべきか？ これは率直に言って、非常に厄介な問題でした。もし、われわれが中国当局を強く批判するような声明を出せば、中国政府は本学会を潜在的な「危険分子」の集団とみなし、われわれが強くそして真剣に望んでいる中国との学術交流をさらに難しくしてしまったでしょう。それどころか、この学会に所属する多くの中国籍の会員をさらなる不安に陥れ、彼らを学会から離脱させる事態にさえ発展したかもしれません。もちろん、拘束されている本人にいかなる影響が及ぶかも慎重に考慮しなければなりません。そこで、声明は、理由が明らかにされないまま行われた研究者の拘束によって、われわれの学術交流が脅かされることを深く憂慮するという趣旨の簡潔なものとなったのです。これは一部の人々から見れば生ぬるく、他の一部の人々から見れば十分に刺激的な内容です。しかし、多方面への配慮が必要であったことから、この

ような内容とするよりほかなかったと考えています。

一方、形式についても慎重な配慮が必要でした。もし「学会声明」と銘打ったら、この学会に所属する全員が「反中国的」だと中国政府に受け止められてしまいかねません。ならば、「理事会声明」とすべきか？しかし、それが外部に対して与える印象は、「学会声明」と大差ありません。そこで、「学会理事（および元理事）有志の声明」という形式にたどり着いたのです。でも、それに署名すべきかどうか？ここでも理事たちの間で議論が沸き起りました。結局のところ、署名は行う、しかし署名する本人が所属している組織とは関係なくこの文書に署名するという意味を込めて、所属と肩書を明記せずに署名するという形式に落ち着きました。このように、声明を出すことを決めても、その内容と形式に関わるひとつひとつの事柄が議論を呼ぶ問題となり、実際の発出までには相当な時間を費やすことになりました。

拘束された会員が解放された後、第2の声明を出すことについて、理事の間で反対はありませんでした。当該会員の「解放」と帰国によって事件は無事解決、すべては元通り、万々歳というわけにはいかなかったからです。依然として事件の真相はよくわからず、日中間の学术交流に落とされた暗い影は消えていません。この声明文の内容を考える際に、われわれは今回の事件の何が問題かという点を問い直

し、われわれが望むのは、何にも脅かされることのない自由な研究活動であるという点を確認し、「学問の自由」という言葉を声明に盛り込んだのです。

今回の事件を通じて、私自身は、われわれがいまや学問の自由 知的探究の自由、研究成果を発表する自由、および成果に基づく教育の自由 が少なからず脅かされる時代に生きているのだということであらためて認識した次第です。いまや中国からの留学生の受け入れと中国企業からの研究費の提供に、相当程度依存するようになったアメリカの大学が、中国政府の批判に及び腰となっている状況については、すでに多くの報道がなされています。当然のことながら、問題の根源は中国政府のみにとどまるわけではありません。大企業、軍、官僚機構などとの関係においても同様の問題が起きる可能性があります。学問の自由が直面している状況は決して楽観を許しません。

最後に、たんなる付け足しでいうわけではないのですが、今回と同様の事件は、中国だけではなく、ほかのアジアの国々でも起こりうることです。その意味で、事件で拘束された会員の「解放」に小さな万歳を唱えるとともに、われわれが学問の自由をいかに確保するかについて、そしてそのために当学会に何ができるかを考えてみるよい機会としたいと思います。理事会有志の声明にご理解とご賛同を賜ることができれば幸いです。

中国経済研究の泰斗・藤本昭先生（神戸大学名誉教授）が、2019年7月16日忽然と他界されました。享年92歳。

連休中の5月初旬に山本恒人氏、梶谷懐氏、藤井大輔氏と4名で先生のご自宅のある三木市の蕎麦屋で遅まきの卒寿のお祝いを催した時には中国経済の現状と諸課題につき、明晰な見解を述べられ、また快活にビールや蕎麦を楽しんでおられたのに、わずか2カ月後に急逝されるとは世の無常と大きな存在を失った喪失感が胸を塞ぐ。

ここに先生との出会いから半世紀にわたる思い出を記すことをお許しいただきたい。最初の出会いは1971年のことで、私は出来上がったばかりの卒業論文を持参して、その当時お住まいであった神戸市垂水区の多聞台のご自宅を訪問したのが初めである。何を話したかは茫漠の彼方であるが、奥様にお出しいただいたグレープフルーツの美味しかったことを昨日のように思い出す。当時の先生はイギリス、ドイツ、フランスなど各国での在外研究を終えて帰国後、神戸大学経済学部の少壮教授になられたばかりであったが、短パンにランニングシャツのいでたちで、飾らず、親しみやすい先生であった。その後集中講義で「中国経済論」を講義された時にも聴講する機会があった。また大阪で大学院の後期博士課程にいた私に電話をかけてこられ、新しく発足する日中経済協会の関西委員会の調査メンバーに入れていただいた。私が曲がりなりにも実証的な中国経済研究を続けることができたのはひとえに藤本昭先生の導きによる。

いま藤本昭先生の中国経済研究の足跡を辿ると、戦後日本の中国経済研究にいち早く取り組んだ研究者といえる。中学校時代にははやくも2年間にわたって中国語を学んでおられたというから、その早熟ぶりには今更ながら感嘆するばかりである。大阪商科大学を卒業後、23歳で同大学の経済研究所の助手に採用され、当初は日本の繊維産業の調査研究に従事されていたが、経済研究所にアジア研究グループが組織されるやこれに参加して、本格的な中

国経済研究を始められた。中国経済研究の最初の論文は『中国の経済建設』（日本評論社、1956年）に掲載された「農村市場の再編成」である。当時の中国は第1次五カ年計画の時期にあったが社会主義経済へ突き進む中国の農村の市場に注目された記念碑的な論文であり、社会主義経済における市場の役割の研究の重要性は一貫して追求された研究テーマであった。

その後の藤本先生の研究の足跡は、先生が指導された高弟たちとの座談会「藤本昭先生を囲んで新中国とともに歩んだ道」（聞き手：故上原一慶、山本恒人、故加藤弘之『国民経済学雑誌』第166巻第3号）に譲るが、新中国の建国以来の困難な歩みに合わせてその時々中国経済の現状と諸課題の研究に取り組まれた研究一途な先生であった。

大阪市の肥後橋にあった日中経済協会では20年近く調査委員会の主査を務められ、『中国の軽工業の現状』はじめ、多くの調査研究書をまとめられた。戦前期には満鉄調査部などによる調査研究成果があったが、革命後の社会主義新中国と日本は国交回復がなされておらず、社会主義中国の経済の実態、制度のありようなどは分からないことばかりであったが、先生は日中経済協会の調査委員会を牽引することによって、中国経済という巨象の空白・不明なピースを次々に埋めていかれたといえる。

藤本昭先生は、アジア政経学会で長きにわたり理事を務めるなど、学会に対する貢献も大きなものがある。また学会で知り合った若い研究者たちに分け隔てなく接して、研究を励ましておられた。藤本昭先生の警咳に接し、教えを受けた中国研究者は先生の高邁な人柄に感銘を受けることが多くあったと思う。激動の中国を70年にわたり観察を続け、生涯研究を続けた先生の「ウォームハート クールヘッド」で現代中国経済の研究を引き継ぐことが、藤本先生の学恩に応える残された我々の責務と思う。

藤本昭先生、ながい研究生活ご苦労様でした。またご指導ありがとうございました。今は安らかにお眠りください。

2019年度秋季大会参加記

2019年度秋季大会は、2019年11月30日（土）に南山大学で開催されました。以下、各セッションに参加された会員から、それぞれのセッションの様子を紹介していただきます。

自由論題1 中国の政治思想とガバナンス

慶應義塾大学 加茂 具樹

本セッションでは、中国の政治思想とガバナンスに関する2つの報告がおこなわれた。

第1報告は、黄哲会員（東京大学大学院）による『『厳打』運動と『闘争の哲学』』と題する報告であった。本報告は、先行研究が毛沢東時代（1949-1976）と鄧小平時代（1978-1992）を、階級闘争と改革開放という対立的な認識枠組みで論じていることに対して、両時代の理論的な連続性を強調するために、「厳打」と、それを支える理論として「闘争の哲学」に注目した。1980年代、文化大革命及び「上山下郷」運動の終息後、知識青年による重大刑事事案が多発した。本報告は、当時の政権がプロレタリア階級に属する青少年犯罪者を闘争の対象にするために「厳打」を展開した際、政権が毛沢東の「二種類の矛盾」を提起したことに注目した。「二種類の矛盾」を提起した毛沢東の『人民内部の矛盾を正しく処理する問題について』は、『矛盾論』とともに「闘争の哲学」を形成しており、「歴史決議」などによって受け継がれていると論じた。また本報告は、「厳打」が毛沢東時代の反革命鎮圧運動と類似性を持っていることから、鄧小平時代が毛沢東時代の延長線上にあると主張した。

第2報告は、景旻会員（東京大学大学院）による「上海市政府の外国人生活に対する管理（1949-1954）」と題する報告であった。本報告は、中華人民共和国成立初期における上海市政府の外国人生活に対する管理に注目した。先行研究が、中華人民共和国が成立した直後において、国内で滞在した外国人、及びすでに帰国した外国人の中国における遺留物などを如何に管理するのかという問題について、当時の内政及び外交と深く関連していたにもかかわらず、十分に注目してこなかったことを問題視した。本論文は、中国共産党が上海市を接収した後、

臨時的な対処として直ちに外国人に対する厳しい統制を始めたこと、政権機構が整ったことに伴い、外国僑民に対して戸籍登録を開始し、その基礎の上で外国僑民の個人情報や活動などに対する細かなコントロールを行ったことを明らかにした。また本報告は、内政と外交上の変動が地方における外国人管理政策に影響したことを論じた。特に朝鮮戦争の勃発に伴い、上海市政府は反帝国主義運動の一環として資本主義国家の外国人が上海市で有した不動産や産業を様々な規定を通して接収・徴用・没収するようになったことを明らかにした。

討論では、討論者及び会場から複数の問題が提起され、活発な議論が行われた。例えば黄報告に対しては、本報告が刑事司法制度の制度論を中心とする先行研究には抛らずに、毛沢東時代と鄧小平時代との理論的連続性を強調しているが、理論は制度に依拠して実行に移されるものであり、制度に触れないままに理論的連続性を論じることの困難さについての指摘があった。また景報告に対しては、本報告は外国人管理の具体的な内容を多く捉えたものの、管理機構や政策決定及び実行のプロセスなどの制度上の検討が不可欠ではないかとの指摘があった。

自由論題2 企業行動

東北大学 川端 望

本セッションでは、3本の報告とそれをめぐる討論が行われた。

第1報告は陳光輝会員（神戸大学）による「中国の産業集積と参入退出、生産性：1998-2003年企業データによる分析」であった。陳会員は、集積地の高生産性が外部経済効果と市場淘汰のどちらによるものだったかという議論を踏まえて、中国の産業集積の分析を行った。具体的には、1998-2003年のマイクロデータを用い、2888の県レベル地域を160の製造業産業ごとに集積地・非集積地に二分して参入・退出率や参入・退出企業の生産性水準を比較することにより、産業集積の企業・産業育成効果を論じた。分析結果によれば、産業集積は小規模低生産性企業の参入を可能にしていた。ただし競争は厳しく、小規模低生産性企業は非集積地よりも厳しく淘

汰された。第1報告に対しては劉曙麗会員（福山大学）が討論を行い、使用したデータベースの限界や集積地における企業の新陳代謝をめぐる論点を提起した。

第2報告は赤羽淳会員（中央大学）による「アジアローカル企業の日本企業に対するM&A戦略：タイ・サミットによるオギハラ買収の事例を通じて」であった。赤羽会員は、タイ・サミットが日本の金型メーカーオギハラを買収した事例を詳細に分析した。そしてこの事例は、経営管理能力、マーケティング能力で優位に立つに至ったアジア新興国企業が、キャッチアップ戦略を完成させる手立てとして技術力、ブランド力を取り込むべく日本企業の買収を企図したものであること、ただし買収に対しては日本企業の能力再構築が必要になることを意味するとした。第2報告に対しては川端望会員が討論を行い、この事例は買収側が被買収側において不足していた経営資源を補って成功したために、異なる性格を持った経営の融合という課題があまり鋭く提起されなかったのではないかとコメントした。

第3報告は門闔会員（大阪産業大学）による「中国銀行業の海外進出とグローバル・ネットワーク」であった。門会員は、まず歴史的な観点から中国対外経済政策の展開過程との関わりに留意して中国銀行業の海外進出の経過を整理し、続いてその立地決定要因と対外直接投資への影響について実証分析を行った。そして分析の結果として、中国銀行業の海外進出は地理的制度的要素に規定されていること、政権交代サイクルに影響されること、中国企業の対外直接投資にプラスの影響を与えていることを述べた。第3報告に対しては小原篤次会員（長崎県立大学）が討論を行い、支店と駐在員事務所の区別などデータの取り扱いの問題、研究目的に適した変数の設定、とりわけ政治要因、社会要因に関わる変数について、より検討を深めることの必要性などを提起した。

いずれの報告に対しても、フロアからの発言を含めて活発な討論が行われた。

自由応募分科会 2019年インド総選挙と民主主義の将来
立教大学 竹中 千春

大の民主主義国といわれるインド政治をテーマに、3つの報告がなされた。第1報告は、中溝和弥会員（京都大学）が、「2019 General Election and the Formation of the BJP System in India」と題し、ビハール州についての自らの統計調査・分析に基づき、総選挙でインド人民党（BJP）が大勝をした原因を分析した。かつての「インド国民会議派システム」に類似し、2010年代に「インド人民党システム」が樹立されたと論じた。また、草の根社会の右翼運動や牝牛保護運動などを事例に、ヒンドゥー至上主義にイスラーム・マイノリティが弾圧される状況を紹介した。第2報告は、デリー大学元教授アチン・ヴァナイク（Achin VANAIK）氏が、「Modi's Foreign Policy: Kashmir, Pakistan and Beyond」を取り上げ、冷戦期・対テロ戦争期を踏まえ、2014年以降のモディ政権の対外政策を分析した。カシミール問題を焦点に、パキスタンとの対決やカシミールの完全併合を掲げる人民党の政策を特徴づけ、イスラームへの反感、国外のインド人移民の支持、イスラエルとの接近などの展開を指摘し、核戦争へのエスカレーションへの危惧を示した。第3報告は、現在もっとも信頼されるThe Wireというインターネット・メディアでパブリック編集者を務めるパメラ・フィリポーズ（Pamela Philipose）氏が、「Modi Government and Its Media Strategies」と題し、グローバリゼーション・市場経済の拡大・新しいメディアの展開を土台に、インドの政治を捉え、テレビや映画、携帯・スマートフォンとインターネットでのイメージ競争、モディ政権のヒンドゥー至上主義や多数派主義ナショナリズムなどを結び付けた。討論は竹中が務め、リベラル・デモクラシーとヒンドゥー至上主義の関係はどのようなものか、国際政治におけるインドは「現状変更国家」か、などの問いを提起した。いずれの報告も豊かな情報を踏まえて鋭い分析を提供し、英語でのセッションにも関わらず、インドの選挙と政治、インド経済の動向、インドの対外政策、日印関係などに関わって多くの質問が出され、活発な議論が展開された。

2019年度インド総選挙の動向を中心に、世界最

アジア都市近郊農村における労働力 需給変動への対応

九州大学 深川 博史

本分科会では、以下の2つの報告と討論が行われた。高安雄一会員（大東文化大学）「韓国の農業分野における外国人労働者の就業実態について」、及び、水野敦子会員（九州大学）「労働力流出下のミャンマー都市近郊農村における農業機械化の進展」である。討論は、松田正彦氏（立命館大学）及び、深川が担当した。

第1報告では、雇用許可制導入後における、韓国農村の外国人労働力を論じた。少子高齢化が進む韓国では労働力不足に対応して、2004年に雇用許可制を導入し外国人を受け入れてきたが、農業分野では季節の繁忙に応じた就労対応として、2015年に季節勤労者制度が制定された。それでも、制度の枠外での就労があり、調査地域では、農繁期に観光ビザで短期間入国した外国人が就労している可能性が示唆された。討論者の深川は、労働力不足の背景について詳細説明を求めたうえで、都市近郊に着目する理由について確認した。高安氏は、高齢化などによる労働力不足が顕著であること、また、都市近郊は、生活インフラの利便性ゆえに外国人が住みやすい点を説明した。フロアから、東南アジアからの外国人受け入れと文政権の南方政策との関係、調査地域農業での環境への配慮、違法就労への政策対応、などの質問が出た。高安氏からは、とくに南方政策との関係は無いこと、環境への配慮はあるものの外国人就労との関係は希薄であること、政策対応は途上であることが説明された。

第2報告では、ヤンゴン都市近郊農村の機械化の進展と農村労働力の排出について論じられた。稲作の収穫期の手刈作業が急速にコンバインに代替されている。コンバイン業者の農作業受委託は、交通インフラ整備による車両往来可能域の広がりから、一気に全国に拡大した。受託業者は、稲作地帯が南北に広がるという地理的条件下に、農繁期のズレを利用して、広範囲を移動しながら年間を通じて農業機械を稼働させている。農繁期の手労働が急速に機械に置き換わることで労働力需要が減少し、労働力流出の条件が作り出されている。以上の報告に対して、討論者の松田氏は、東南アジア農業について脱

農化パラドックス仮説を提起された。東南アジア農業は、経済発展に伴い生産額や就労人口の割合は減少しつつあるが、絶対量としては増える傾向にあり、韓国や日本とは異なる道を歩んでいるのではないか。水野会員からは、確かに脱農化パラドックス現象はみられるが、その現象を整理することは今後の課題としたい、という回答があった。仮説に関わり、フロアからも中国の経験や経済発展論の視点から意見が出された。農業パラドックス仮説により、経済発展下にあっても農村からの労働力の排出が続くミャンマーと、農業労働力の不足する韓国との違いが浮き彫りにされたことは、本セッションの討論の成果であった。

自由論題3 外交と国際秩序

慶應義塾大学 高橋 伸夫

本セッションは、かなり毛色の異なる2つの報告により構成された。森巧会員（一橋大学大学院）による「1960年代前半における中華民国政府の対日外交：日華紛争（1963-64）を中心に」と題された報告は、微塵も外連味のない重厚な外交史の研究であった。その焦点は、1960年代における国府の対日外交が、第二次日華紛争を経て「政経分離」から「政経配合」へと変容する過程に当てられていた。森会員によれば、1963年8月に解禁された日本側の中国に対するビニロンプラント輸出と同年10月に起こった周鴻慶事件によって、言い換えれば、日本側の中国に対する態度の変化によって日華関係が断交の危機に直面するなか、それまでの国府の「政経分離」方針は揺らぎ始め、やがて徐々に外交における経済的手段の利用を考慮するようになったという。そして、1965年春には、国府の対日政策の性格は大きく変化し、「政経配合」の方針へと転換されたとする。提出されたペーパーにおいては、日本の対中政策の変化を受けて、台湾が苦悩しながら、少しずつ対日政策を変化させていく過程が、入念な資料の検討に基づき、明快な文章で描かれていた。

もうひとつの報告は、徐涛会員（愛知大学）による「中国の国際秩序論の思想的系譜：1990年代以降の『中国再考』運動を中心に」と題された、国際秩序に関する現代的思潮の分析を目的とするユニーク

なものであった。中国が標榜する価値・理念・規範は、「リベラルな国際秩序」に対する脅威なのだろうか。徐会員の問題意識の出発点はこの点にあり、それを検討するために、1990年代以降に中国国内で影響力を強めた新国家主義、ナショナリズム、新左派、および文化保守主義の4つの思想が俎上に載せられた。同会員のみるところ、新国家主義者の言説には中国が単独で世界の覇権を目指す志向がみられ、ナショナリストの議論には異なる志向が含まれるものの、彼らは無自覚的な中国中心主義を共有している。新左派の言説には脱欧米中心主義的かつ脱資本主義的な新たなアジア主義が顔をのぞかせており、文化保守主義者は儒学を中核とする独自の文明を再建し、本来の東アジアの面目を回復すべきだと主張しているのである。

以上の報告に対して高橋と川島真会員がコメントを述べた後、フロアを交えた質疑応答がなされた。森会員の報告に対しては、「政経分離」と「政経配合」という概念の用い方に検討の余地がある、王世傑の日記など他に利用しうる資料がある、報告のオリジナリティーの所在が少しわかりにくい、などの指摘がなされた。一方、徐濤会員の報告については、なぜリベラリズムや現実主義に言及がなされなかったか、マルクス主義の概念や発想法はどこへ行ったか、「思想的系譜」を論じる際にはそれぞれの思想の来歴に踏み込む必要があるのではないか、異なる思想の間での対話はどのように行われているか、などの質問と問題提起がなされた。

いずれもよく準備された報告であり、フロアを交えた議論は、今後の研究のための新たなヒントを与える生産的なものであったと信じる。参加者は約30名。

自由論題4 産業の振興

九州大学 清水 一史

本セッションでは、アジアの産業の振興に関係する4つの報告が行われた。また、それぞれの報告に討論者が付いてコメントがなされた。

第1報告は、小原篤次会員（長崎県立大学）の「近隣アジア諸国と日本の決済ギャップ：訪日客質問紙調査から」であった。本報告は、韓国（対馬調査）と中国（長崎クルーズ船調査）のインバウンド客の、

母国と訪問地日本での決済方法の違いに関して考察した。討論者の門闥会員（大阪産業大学）からは、消費税増税を境に日本で生じたキャッシュレス支払（QRコード）に対する意識の変化をどう捉えるべきか、キャッシュレス化の影（観光客の視角からみるキャッシュレスブロック）についてどのように考えるか、などの質問が出された。

第2報告は、諸事情により、報告が成立しなかった。

第3報告は、佐々木俊介会員（早稲田大学）の「ウェイスト・ピッカーの収入レベルと統合的廃棄物処理における賃金水準：インドネシア共和国バンタル・グバンを事例に」であった。本報告は、途上国におけるインフォーマル・リサイクルに関して、特にウェイスト・ピッカーの収入レベルと統合的廃棄物処理における賃金水準について、インドネシアのバンタル・グバンを事例とした現地調査から考察した。討論者の陳光輝会員（神戸大学）からは、適正報酬の議論で、従業員以外立入禁止のベルトコンベヤー設置施設での賃労働だけを想定したのはもったいなく、資源・環境問題の観点からはどのような形態がより望ましいかという議論もして良かったのではないかと、などのコメントがなされた。

第4報告は、伊藤晋会員（中央大学）の「インドネシアにおけるPPP（官民連携）インフラ整備の課題」であった。本報告では、インドネシアにおけるインフラ整備の現状、インドネシアにおけるPPPの成果、インドネシアのPPP政策の変容、インドネシアのPPP推進の課題に関して考察した。討論者の清水からは、報告に具体的な事例があるとより良かったのではないかと、インドネシアのPPPを考察する意義や日本のインドネシアへのPPPの可能性等に関してコメントが行われた。

4つのセッションが並立する時間帯であったが、20人以上の会員が参加し、多くの議論がなされた。またそれぞれの分野の専門家である4人の予定討論者がコメントを行った有意義なセッションであった。

本セッションでは、戦後最悪と言われる日韓関係について国際私法、地域研究を軸に検討し、他地域の経験・国際関係・国際公法など別の立場から討論を行い、日韓関係のみならず、「移行期正義」のより広い視点を入れて議論がなされた。

第1報告は青木清氏（南山大学）「1965年しか見ない日本、『日帝』にこだわる韓国：『徴用工判決』の法的分析を通して」である。報告は、韓国最高裁（大法院）の、いわゆる「徴用工判決」について国際私法の立場から検討がなされた。日本政府は1965年の日韓請求権協定で解決済みと主張するが、個人の請求権は否定しない。だとすれば、それらが法律上いかなる権利かが検討されなければならないが、日本での議論はない。また、大法院判決の法的根拠も検討され、現行憲法秩序を根拠に戦前の問題を処理している側面があり、論理が明確でないと指摘した。

第2報告は、奥藪秀樹会員（静岡県立大学）「危機の日韓関係と文在寅政権による『正統性』の追求」である。報告では、「正統性」をキーワードとして韓国政治を捉え直す斬新な視点で日韓関係が分析された。韓国政権は経済発展、民主化で「正当性」は確保されたが、「正統性」は欠如したままだった。文在寅政権は既得権の解体、親日保守勢力の一掃など「積弊清算」で「正統性」を確立するとの立場をとり、歴史的な正統性を確保するために「進歩20年執権」を掲げる。2022年の大統領選挙までの政治日程を見据えたとき、日本との和解は難しいだろうと展望された。

2つの報告に対して、川島真会員（東京大学）、大庭三枝会員（東京理科大学）、山田哲也氏（南山大学）の3名が、それぞれ中国研究、東南アジア国際関係論、国際公法の立場からコメントした。川島からは、「移行期正義」の観点を含めて中国・台湾の事例を紹介し、日韓関係との共通点と相違点が指摘された。とくに台湾では、日本との関係を「移行」と見ない民進党政権と「移行」と見る国民党では違いがあるものの、1895年の下関条約で日本の植民地となったことの否定は見られず、韓国併合を不法

とする韓国とは異なっていると指摘した。大庭は、日本・東南アジア間でも、歴史問題が政治的争点になっていたし、民主化していない政権では韓国、中国と同様、歴史問題が政治的にコントロールされていたが、現在では日本との過去の経験が、各国の現政権の「統べる正当性」に影響していないため、政治問題化していないと指摘した。山田は、「徴用工」判決について日韓で法的視点に立った冷静な政治的対話が必要で、伝統的な条約解釈論の立場をとる日本に対して、韓国は人権や非植民地化といった「新たな」規範で協定の見直しを求める可能性がある」と指摘した。

日韓関係を軸に、中国研究、東南アジア国際関係、国際公法など別分野からの視点から検討することで、問題点を明確にするにとどまらず、より広い意味で過去の歴史問題と現在の外交関係の緊張感を検討することができた。

自由論題5 共生・排除と開発

アジア経済研究所 佐藤 百合

本自由論題では、インド、フィリピン、中国新疆に関する3つの報告が行われた。

第1報告は、板倉和裕会員（奈良工業高等専門学校）による「インドにおけるムスリムの包摂と排除：アーンドラ・プラデーシュ（AP）州のムスリム留保枠導入の試みに注目して」である。インドでは、社会的弱者を優遇する留保制度の対象として指定カースト、指定部族に加えて「その他後進諸階級」（OBC）があり、OBCの枠内でムスリム枠を認める州がある。報告は、地方政党とムスリム政党が一定の影響力をもつAP州で、会議派政権が幾度も司法に却下されながらも、富裕ムスリムを除外し対象を精査する仕組みを整えて、4%のムスリム留保制度の導入にこぎつけた過程を詳細に検討した。討論者の近藤則夫会員（アジア経済研究所）は、競合する2大政党にとって少数政党の支持が重要になるなかで、同じくムスリムが人口の約8%を占めるAP州とグジャラート州で、前者が包摂、後者が完全排除と真逆の結果になっているのはなぜか、一般民衆レベルのヒンドゥーとムスリムの関係性を分析の視野に入れる必要があるのではないか、と指摘した。

第2報告は、美甘信吾会員（信州大学）による

「ドゥテルテ政権下のフィリピン経済開発政策：『新開発主義』の行方」である。報告は、開発主義をめぐる議論をレビューしたうえで、フィリピンの開発主義を特徴づける経済開発政策と経済ガバナンスに着目してコラソン・アキノから現ドゥテルテにいたる歴代政権の施策を検討した。討論者の佐藤は、報告のなかで併用されている開発主義と開発国家の異同、「新」開発主義の旧概念との違い、経済開発政策と経済ガバナンスに着目する際の分析枠組みや指標、ドゥテルテ政権を分析する場合の人権・自由の保障の扱い、について質問した。フロアからは、何をもって「新」開発主義とするかについて、かつての権威主義でなく民主主義を必須要素とする議論、かつての工業化でなくサービス業を視野に含める議論などがあることを指摘し、また金融政策を開発主義の分析のなかにどう位置づけるか、という質問が出された。

第3報告は、山田勅之会員（北海商科大学）による『『観光空間』としてのカシュガル旧市街地：再開発と民族・宗教・文化の見せ方』である。報告は、2015年末に再開発が完了した中国新疆ウイグル自治区カシュガル旧市街地が、ウイグル民族文化を前面にうち出した最高ランクの観光振興の場となった一方で、宗教色の排除、外壁の建設・路地や出入口の閉鎖・居住民への検査などによる治安維持の強化が同時に進行し、真逆のベクトルが同時に働く空間になっていると論じた。討論者の美甘会員は、中国の現政権下の民族政策の全体像、そのなかでのこの地域の具体的課題、観光資源の点からみたテーマパーク化の価値の評価について質問した。稀少な報告に対してフロアからも、報告者がかつて調査したチベットなど他地域の政策との比較、再開発の主体、テーマパーク内での実際の活動や土産品の様子など質問が相次ぎ、責任主体は市だが、開発費用負担と指導は中央政府、自治区政府、市政府の順に大きいと考えられる旨の返答があった。

全体として、参加人数は少人数ながら活発な質疑応答の行われたセッションとなった。

自由論題6 中国の改革開放

慶應義塾大学 小嶋 華津子

本セッションでは、改革開放期の中国に関する3

つの報告がなされた。

第1報告は、楊鵬超会員（立命館大学大学院）による報告「中国の対外援助政策の特徴と課題」であった。本報告は、中華人民共和国成立以降、今日に至る中国の対外援助の歴史的経緯・実施体制・実績及び課題を整理して論じたものであった。報告に対し、討論者の小嶋より、本研究の独創性を高めるためにも、より精緻化されたりサーチ・クエスチョンを立てる必要があるとの指摘がなされた。「西側」ドナーによる従来の規範と理念・実践の両面で一線を画する中国の対外援助のあり方が、何によって規定されているのか、対外援助に関わる機構配置や政治過程が中国の対外援助のあり方にいかなる影響を与えているのか、解明すべき点は多い。この点に関し、フロアからも、報告で言及された新設の「国家国際合作発展署」について、その設立過程を詳細に分析することにより、中国の対外援助の抱える課題が浮き彫りになるのではないかと提案がなされた。

第2報告は、相田守輝会員（筑波大学大学院）による報告「習近平が『軍民融合』に求めた『水魚の交わり』：情報戦争に備えた人民戦争のあり方」であった。本報告は、今日中国で推進されている「軍民融合」の経緯と実態を分析し、「水魚の交わり」というナラティブに訴えなければならないほどに、国家、地方政府、軍、国有／民営企業間の連携が容易でない実態を描き出すものであった。報告に対し、討論者の小嶋からは、中国が目指している「軍民融合」のあり方とアメリカの軍産複合体との差異はどこにあるのか、「軍民融合」は中国の市場化にいかなる影響を与えるかについて問いかけがなされるとともに、「軍民融合」を難しくしている諸アクターの利権関係の構図を示すような事例を提示してほしいとの要望が提起された。フロアからは、「民」の多義性を踏まえた議論の整理、軍民の技術協力についてのより具体的な事例の提示の必要について意見が出された。

第3報告は、古澤賢治会員（大阪市立大学名誉教授）による報告「中国経済のグローバル化と『体制改革』」であった。本報告は、中国が改革開放以降に辿ってきた軌跡を、その奉ずる「社会主義」イデオロギー（マルクスの講じた市場の「揚棄」、「労働の解放」などの理念）と現実の変化の両面から再検証し、中国がどこに向かおうとしているのかを問い

かけるものであった。報告に対し、討論者の丸川知雄会員（東京大学）から、今日中国に対し、「社会主義」らしさを期待することが、どの程度現実的であるのか、またその際に「社会主義」に期待される世界のありようは具体的にいかなる要素を備えたものであるのかという問いが提起された。

共通論題と同じ時間帯に配置されたセッションであったが、19名のオーディエンスとともに、闊達な議論が展開された。中国による新たな秩序構築の可能性について、多方面から思考する場となったのではないだろうか。

2020年度春季大会のお知らせ

2020年度春季大会が、2020年6月6日（土）、6月7日（日）に、東京外国語大学（府中キャンパス）で開催されます。共通論題、自由論題、自由応募分科会などで研究報告が行われる予定です。

定例研究会の開催状況について

2019年12月21日（土）、慶應義塾大学三田キャンパスにて第 22 回定例研究会が開催され、活発な議論が行われました。報告者、テーマ、討論者は以下の通りです。

報告者：阿部 和美（早稲田大学大学院）
テーマ：乖離する市民社会とディアスポラ パ

プア分離独立運動の事例から
討論者：佐藤 百合（アジア経済研究所）

報告者：徐 偉信（東京大学大学院）
テーマ：冷戦、麻薬と中華人民共和国の「自己宣伝」（1950 1962）
討論者：小嶋 華津子（慶應義塾大学）

第23回定例研究会の報告者募集のお知らせ

これまで定例研究会は主に東京で開催されてきましたが、今後は各地の若手会員の方々が参加しやすいように東京以外においても開催していきたいと思えます。

第23回定例研究会は、下記のとおり、九州にて開催いたします。

日時：2020年3月1日（日）15：00～17：00

場所：九州大学 西新プラザ（福岡市早良区西新2丁目16番23号）

つきましては、定例研究会の報告希望者を下記の要領で募集いたします。ふるってご応募ください。一人当たりの報告時間は30分以内、質疑応答を含め全体で50分程度です。

なお、遠方からの報告者のうち、大学等の定職に就いていない方に対しては往復の交通費（報告者の最寄り駅と西新駅間の往復鉄道運賃、もしくは最寄りの空港と福岡空港との間の往復航空運賃）を学会が負担いたします。

〈募集要領〉

1. 申し込み方法：アジア政経学会ウェブサイトの定例研究会のページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入して、下記の運営委員会宛てにe-mailでお送りください。
2. 締め切り：2020年2月2日（日）
3. 採否の決定：採否は研究企画委員会が決定し、応募締め切り後、1週間以内に通知します。また、同委員会が報告テーマに相応しいコメントーターを設定します。
4. ペーパーと資料の提出：採択された場合には、フルペーパーもしくは詳細なレジюме・資料を提出してください。提出期限は、2月25日（火）とします。
5. 申し込み・問い合わせ先：
申し込みは、定例研究会運営委員会 佐藤百合・阿古智子 (teikikenkyukaijaas@icloud.com) に、問い合わせは、上記運営委員会、または、清水一史会員 (shimizu@econ.kyushu-u.ac.jp) までお願いします。

会員みなさまへお願い

帰国等の事情で学会活動ができなくなった場合には退会のお届け出が必要です。退会される場合には、必ず「退会届」をご提出ください。提出が遅れると在籍扱いとなり、その間の会費を請求せざるをえませんので、どうぞご注意ください。

編集後記

中国当局による研究者拘束に見られるとおり、学問の自由に対し、国内外で有形無形の圧力が増している。同時に、我々の周りには、さまざまな「希望の切り上げ」が蠢いている（與那覇潤「希望のインフレとデフレ」『パブリッシャーズ・レビュー』第82号、2020年1月）。自分の研究がそれらに立ち向かうことができているか、自問せざるを得ない。（鈴木 隆）



『アジア政経学会ニュースレター』 No.53 2020年2月28日 発行

発行人：高橋 伸夫

編集人：鈴木 隆

●(一財) アジア政経学会事務局

〒108-8345東京都港区 田2-15-45

慶應義塾大学 法学部 政治学科

小嶋 華津子研究室 気付

E-mail : k.kojima@law.keio.ac.jp

E-mail : jaas-info@npo-ochanomizu.org

URL : <http://www.jaas.or.jp>

印刷：よしみ工産株式会社

住所：〒804-0094

北九州市戸畑区天神1丁目13番5号